

## 令和3年度弘前市広告付き窓口番号案内システム設置事業評価基準書

## 1 審査項目及び評価項目

【100点】

審査項目	評価項目	評価割合
提案書	① システム機器等の仕様 ② 設置するモニター機器等の仕様 ③ 映像の制作・放映方法・構成 ④ 行政情報の作成・放映方法 ⑤ 広告内容の審査体制 ⑥ その他、提案の独創性など	60/100
業務遂行能力	⑦ 事業者の業態	20/100
	⑧ 類似事業の導入実績	
維持管理体制	⑨ 機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制	20/100

## 2 評価基準

## ①システム機器等の仕様

番号札発券機及び受付番号を案内表示するための機器等の仕様を評価する。

評価する視点	配点	採点
仕様書に定める仕様を全て満たしている	10	
仕様書に定める仕様を一部満たしていないが、事業の実施は可能	5	
仕様書に定める仕様を全く満たしていない	0	

## ②設置するモニター機器等の仕様

広告映像等を放映するための映像機器の仕様を評価する。

評価する視点	配点	採点
仕様書に定める仕様を全て満たしている	5	
仕様書に定める仕様を一部満たしていないが、事業の実施は可能	3	
仕様書に定める仕様を全く満たしていない	0	

## ③映像の制作・放映方法・構成

広告主からの依頼を受けてどのように映像を作成し放映するかを評価する。

評価する視点	配点	採点
広告主募集から広告映像の作成・放映について、自社による体制が整備されている	10	
広告主募集から広告映像の作成・放映について、一部が外部委託である	5	
広告主募集から広告映像の作成・放映について、ほとんどが外部委託である	0	

## ④行政情報の作成・放映方法

市からの情報（素材）の提供方法とどのように映像を作成し放映するかを評価する。

評価する視点	配点	採点
映像のデータ形式や媒体について多様で柔軟な対応で作成・放映ができる	5	
映像のデータ形式や媒体について限定的対応で作成・放映ができる	3	
映像のデータ形式や媒体について大きな制約（市側での行政情報作成等）がある	0	

## ⑤広告内容の審査体制

広告主の選定及び広告映像等の審査体制を評価する。

評価する視点	配点	採点
自社の広告掲載基準による内部審査だけでなく、外部の広告審査機関でも審査を行い、市へ提出可能な審査基準も整備されている	10	
自社の広告掲載基準による内部審査をしている	5	
自社の広告掲載基準は設けておらず、外部機関による審査も受けていない	0	

## ⑥その他、提案の独創性など

業務遂行に当たって、事業者独自の創意工夫等が認められるか。

評価する視点	配点	採点
認められる	20	
やや認められる	15	
普通	10	
認められない	0	

## ⑦事業者の業態

広告付き窓口番号案内システム設置事業を無償提供する事業者として適した業態であるかを評価する。

評価する視点	配点	採点
事業所拠点網が47事業所以上である	10	
事業所拠点網が47事業所未満である	5	
上記以外	0	

## ⑧類似事業の導入実績

地方公共団体において広告付き窓口番号案内システム設置事業の設置・運用に類似した実績を有するかを評価する。

評価する視点	配点	採点
50団体以上の地方公共団体において同種事業の実績がある	10	
30団体以上50団体未満の地方公共団体において同種事業の実績がある	5	
上記以外	0	

## ⑨機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制

市からの問い合わせや映像機器の故障等への速やかな対応が可能な体制が整えられているかを評価する。

評価する視点	配点	採点
高く評価する	20	
やや評価する	15	
普通	10	
評価しない	0	

合計	配点	採点
	100	